

議員提出議案第2号

市議会議員によるSNS等の投稿に関する決議

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月24日

提出者 西東京市議会議員 稲垣裕二

賛成者 西東京市議会議員 小林たつや

市議会議員によるSNS等の投稿に関する決議

ツイッター等のSNSは、その情報の発信力や拡散力から、社会的に重要なインフラとなっているが、同時に、SNSによる発信や拡散には社会的責任が伴うことは当然である。

公職である市議会議員が、SNSその他の表現手段によってその思うところを表現することは、憲法の保障する表現の自由によって保護されるべきであることは、言うまでもない。しかしながら、市議会議員であることが広く知られている状況において、表現行為を行う場合には、市民に誤解を与えないような表現を心がけるべきであり、とりわけ自己を律するべきであると考えます。

また、公開の場で行う市議会本会議あるいは委員会における、市議会議員の発言には責任を伴うことは言うまでもなく、そこで発せられた発言は、会議録として記録されることとなる。

一方で、その発言自体を取り消したり、訂正したりすることが許されないのであれば、自由闊達な議論を委縮させることにもなりかねない。

そこで、地方自治法をはじめ、市議会の会議規則では、発言に関する諸手続が定められているところである。とりわけ、議員の発言の取消しは、慎重な手続が定められており、西東京市議会会議規則第86条では会議録の配付について、また、第87条では、取り消した発言については、この配付用の会議録には掲載しない旨を規定している。これは、唯一の公式な記録である会議録原本には、発言の取消しに係る経過を記載することを意味する一方、広く会議内容を周知する配付用会議録については、あえて、その旨を記載しない取扱いとなっている。

以上のことから、取り消すべき事由があったものについては、その配慮がなされた規定であると理解する。

そうであるならば、個人の憶測を交え、これをSNS上に公開することは、議員の言論を委縮させるだけでなく、正当な議会の手続により処理された内容を、無用な混乱におとしめるものと言える。

発言の取消しがあった事実をSNS上に取り上げるだけならまだしも、SNS投稿者の私見も交え、これを公開することは、議会制度そのものの信頼を揺るがしかねない行為である。

繰り返しになるが、本会議や委員会での活動自体をSNS等を通じて、より広く市民をはじめ多くの方々に公表すること自体には全く異論はない。ただし、所定の手続によりなされた行為を事実のみならず、私見を交え、これを公開することは、殊さら慎重でなければならないことをここに確認する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

西東京市議会